



在トロント総領事館メールマガジンVOL108



在トロント総領事館からのメールマガジンを送信しています。
本メールはメールマガジンにご登録の方のみでなく、在留届にメールアドレスのある方及び旅レジ登録者の方にも送信しております。

さて、今月の主なトピックとしましては、以下のとおりです。

- ・在留邦人向け安全の手引き（トロント）の最新版掲載
- ・「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」のご案内
- ・3月は春の安全対策強化月間です！

他にも参考となる情報が沢山ございますので、是非一度、最終段のリンクから当館ホームページ及びFacebookをご覧ください。

●在留邦人向け安全の手引き（トロント）の最新版掲載

本件の本年2月版を掲載しております。一般犯罪からテロ事案まで最新版を掲載しておりますので、以下のURLの安全・防犯内の「安全の手引き」につき是非一度ご覧ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html

●Facebookページ「外務省領事局 海外邦人安全課」

外務省領事局海外邦人安全課がFacebookページを開設しました。
是非一度「外務省領事局 海外邦人安全課」と検索の上、ご覧ください。

●「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」のご案内

法務省民事局が、戸籍等に関する様々な疑問につきご案内しています。
是非一度以下のURLからご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

●3月は春の安全対策強化月間です！

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000233766.pdf>

●教育機関関係者向け「安全対策講座」のご紹介

平成28年度に外務省主催で開催したセミナーの内容を動画で公開しております。一度視聴頂き、今後の安全対策にお役立てください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/anzen_kouza.html#ad-image-0

●カナダ安全対策基礎データの更新

本年1月10日、外務省がカナダに関する安全対策基礎データを改訂しました。同基礎データはカナダにおける犯罪発生状況、防犯対策、査証、出入国審査情報、滞在時の注意事項や関係機関連絡先等が掲載されています。是非、この機会にご一読いただき、ご活用ください。

安全対策基礎データ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=222>

●休館日のお知らせ（土曜日及び日曜日に加え、4月14日（金）、17日（月）は休館です）5月以降は当館ホームページをご確認下さい。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/consulate/consulate-1.html>

●領事出張サービスのお知らせ

★4月20日（木）（未確定）10時から12時、トロント、JCCC

★5月11日（木）（未確定）10時から12時、トロント、JCCC

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

たびレジは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざというときの緊急連絡などが受け取れるシステムです。

もしものことを考えて、ご旅行の際は是非ご活用下さい。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

●海外安全 虎の巻2017が発行されました

以下からダウンロードして是非一度ご覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html

●カナダにおける電子渡航認証システム（eTA）の義務化について

カナダに空路で渡航し、またはカナダで航空機の乗り継ぎをする際、電子渡航認証（eTA）が必要です。この制度は、本年春に導入され、これまで猶予期間が設けられていましたが、2016年11月10日以降はこの手続を行わなければ、カナダ行きの便に搭乗できなくなりました。カナダ永住権保有者等一部の方は、eTAは不要となっております

が、カナダ永住者（PR）カードまたはPR 旅行書類を携帯している必要があります。

○他方、2015年8月1日以降に就労／修学許可証を更新していても、同日以前に就労／修学許可証を取得している場合にはeTAが必要となっている模様です。また、航空会社が詳細を承知しておらず、空港のチェックインにてトラブルとなるケースも発生しているようですので、以下のURLからご自身でeTAが必要かにつきご確認いただき、必要な場合には取得していただきますようお願い致します。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-en.asp>

○詳しくは、カナダ市民権・移民省のウェブサイトをご覧ください。

申請公式ウェブサイト（カナダ市民権・移民省ウェブサイト）

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

カナダ・ビザアプリケーション・センター(VAC)

http://www.vfsglobal.ca/Canada/Japan/important_information.html 等にお問い合わせください。

●カナダ政府によるカナダ国籍保持者のカナダ旅券所持義務化について

カナダ政府の発表によると、2016年11月10日以降、カナダ国籍とその他の国籍を併せ持つ重国籍者が空路でカナダに入国する場合、当該飛行機に搭乗する際に有効なカナダ旅券の携帯が必要になりました。

カナダ移民局は、外国への出入国のためにカナダ旅券以外の旅券を携帯することが必要な重国籍者に対して、その旅券とカナダ旅券の両方を携帯するよう同局ホームページで案内しています（<http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp>）。

カナダ生まれでカナダ国籍を併せ持つ未成年の邦人の方にも適用されますので御注意ください。

詳細はカナダ移民局のホームページを御確認ください。

http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp?_ga=1.46813038.83811881.1474405799

●選挙権年齢の引下げ及び在外選挙人登録について

公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降の国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられております。

海外からの投票には、あらかじめ国内最終住所地等の在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です（手続に一定期間を要します）。

本年夏には参議院選挙が予定されておりますので、年齢満18歳以上（2016年6月19日現在で満18歳となる方も含む）で在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに当館にて手続願います。

在外選挙人名簿の登録資格及び申請に必要な書類等につきましては、以下のホームペー

ジをご参照ください。

外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ：

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

●在外選挙人証の登録お済みですか？

海外で実施される国政選挙（衆議院小選挙区・比例代表選出議員選挙、参議院選挙区・比例代表選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙）にて投票を行うには、当館で申請を行い、在外選挙人証を取得する必要があります（お手元に届くまでに数ヶ月を要します）。先般実施された参議院議員選挙在外投票の際にも、投票の際に在外選挙人証が必要ということをご存じなかった方が来られ、投票できなかった事例がありました。

また、在外選挙人証をお持ちの方が、日本に一時帰国した際、住民届を作成し（転入届を行い）再び海外に転出した場合には、在外選挙人名簿から抹消されるため、お持ちの在外選挙人証は無効になり、再度登録し直す必要が生じますのでご注意下さい。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

●外務省海外安全情報

★韓国：大規模デモに関する注意喚起

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C049.html

★ブラジル：黄熱の流行

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C044.html

★中国、香港及びマカオ：鳥インフルエンザのヒト感染症例大幅増加

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C031.html

★ナイジェリア：アブジャ空港の一時閉鎖（3月8日から4月19日まで）

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C033.html

★感染症危険情報（ジカウィルス感染症：中南米、アジア・大洋州、アフリカ、米国フロリダ州の一部地域で発生）

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2016T160.html#ad-image-0

★狂犬病：もしかまれたらすぐに医療機関へ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2016C034>

★海外における麻しん（はしか）の発症に備えた注意

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2016C030>

●「パスポートダウンロード申請書」の先行運用開始のお知らせ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html

●「海外安全対策動画」海外へ渡航するあなたへ～外務省からのお知らせ～

<https://www.youtube.com/watch?v=ibkvhwUgxcQ>

●スマートフォン向け「海外安全アプリ」のご案内

外務省では、スマートフォン（iOS及びAndroid）向けの「海外安全アプリ」を平成27年7月1日に公開しました。ダウンロードはこちらから。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

●「渡航情報」の名称変更等について

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/pdf/tokojyoho.pdf

●パスポートの紛失・盗難に注意しましょう

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/chian/chian.html>

●マイナンバー制度について（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●各種イベント情報

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/english/culture-education/events/eventscalendar.htm>

●国際交流基金日本語講座のご紹介

国際交流基金にて2016年7月より学習管理機能を備えた日本語学習プラットフォーム「JFにほんごeラーニングみなど」を一般公開しました。お子様の日本語学習等には是非ご活用ください。

<https://minato-jf.jp>

●外務省海外安全HPなりすましメールにご注意ください。

最近、外務省海外安全ホームページの「最新海外安全情報メールサービス」を装った不審なメールが配信されているとの情報が寄せられています。

不審メールをはじめ発信元や内容に心当たりのないメールを受信された方々におかれましては、リンクを決してクリックすることなく、直ちにメールごと削除されるようお願いいたします。

■本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoji/ryoji.htm>

● 在トロント日本総領事館 Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/?sk=welcome#!/JapanConsToronto>

● 在トロント日本国総領事館ホームページ

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/index.htm>

【配信停止】

★ 在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で配信停止をご希望の方は停止理由（（例）●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jp までご連絡願います。

★ たびレジに登録された方で配信停止を希望される方はたびレジお問い合わせメールまでご連絡願います。

* 本メールのうち、国以外の第三者が著作権その他権利を有する場合には許可なく使用することを禁じます。